

国際選手権大会等の日本代表選手選考委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本（以下「本法人」という。）の国際選手権大会等（第8条で定めるものをいい、以下同じ。）に出場する日本代表選手を公平かつ合理的に選考するための選手選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、日本代表選手が国際選手権大会等において入賞することを目指し、オール日本の総力を結集した最強の選手を、公平かつ合理的な手順で選考することを目的とする。

(委員会の役割)

第3条 委員会の役割は次の通りとする。

- (1) 国際選手権大会等の開催要項をよく吟味し、各大会に向けた合理的なスケジュールにおいて、ワールドボウルズが定める基準の範囲内で公平かつ合理的な選考基準案を作成して理事会に答申すること。
- (2) 理事会が決定した選考基準その他必要条件（開催日程、費用負担条件など）を記載した募集案内書を作成及び公表し、日本代表選手の募集を行うこと。
- (3) 理事会が決定した選考基準に従って、大会毎に選考を公平かつ合理的に行い、選考結果を公表すること。なお、選考基準に基づき選考に必要な資料がある場合は、関係者に大会記録その他の必要な資料の提供を求めることができるものとする。
- (4) 必要な場合は、コーチ、チームキャプテン、交替選手、チーム内ポジションの選考も実施すること。
- (5) 選考の結果として日本代表選手に選ばれなかった選手から選考理由について説明を求める申出があった場合、当該選手に対して、他の選手の不利益とならない限度で速やかに選考理由について説明すること。
- (6) 選考された選手に対して、当該選手が日本代表として出場する大会に向けた強化プログラムを作成し、実行すること。

(委員の選任)

第4条 委員は、障がい者ローンボウルズ部長、技術・競技部長及び国際部長が協議の上で5人以上の候補者を選出して理事会に答申し、理事会が決定する。

2. 委員は、ローンボウルズ競技に関する広範な知識を有し、公明正大かつ真摯に委員としての役割を果たすと判断される者の中から選任するものとする。

3. 委員の中に、関東地区、関西地区および海外地区から少なくとも各1名の委員を含めなければならず、また、外部有識者から1名の委員を含めるよう努めるものとする。
4. 選任された委員の中から委員長1名および副委員長1名を委員の互選により決定するものとする。
5. 委員に選任された者またはその親族が日本代表選手の募集に応募した場合は、その時点で当該委員は委員を辞任したとみなすものとする。なお、委員の辞任により選考に支障が生じると委員長（委員長が辞任した場合には副委員長）が判断した場合、速やかに本条1項の定めに従い委員を追加で選任するものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、任命された日以降最初に開催される8条各号に規定されたいずれかの大会が終了する日までとする。ただし、再任は妨げないものとし、後任が選任されるまでは引き続き委員としての職務を遂行するものとする。

（委員会）

第6条 委員会は委員長、副委員長および委員をもって構成し、委員長が招集して議長となる。委員長が欠席の場合は副委員長が議長を代行する。

2. 委員会は委員長、副委員長および委員の総数の過半数の出席がなければ開催できないものとする。なお、委員会はオンラインで開催することもできるものとする。
3. 委員会の議決は出席者の多数決により決定するものとする。
4. 議長は議事録を作成するものとする。

（参考人の委員会への出席）

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求めその意見を求めることができるものとする。

（対象とする国際選手権大会等）

第8条 委員会が取り扱う国際選手権大会等とは次の通りとする。

- (1) ワールドボウルズが主催する世界選手権大会
- (2) ワールドボウルズが主催するインドア・シングルス世界選手権大会
- (3) アジアローンボウルズ連盟が主催するアジア選手権大会およびU-25選手権大会
- (4) アジアパラリンピック委員会（APC）が主催するアジアパラ競技大会ローンボウルズ大会
- (5) 國際障がい者ローンボウルズ連盟（IBD）が主催する世界選手権大会

(6) その他、障がい者ローンボウルズ部、国際部および技術・競技部が対象に含めることを必要と判断した国際選手権大会。ただし、国の代表チームが出場しないオープン大会等は対象としない。

(不服申立て)

第9条 選手選考の結果に不服がある者は、選手選考の結果が公表されてから10日以内に、本法人のコンプライアンス委員会に不服を申し立てることができる。それでもなお不服が解決しない場合は、日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和5年10月1日から施行する。

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本 倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人ローンボウルズ日本（以下「本法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本法人の社会的使命、を自覚しこの規定理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図ると共に、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用範囲は、本法人に登録している者（以下「会員」という。）並びに本法人の役員、職員、専門部長及び部員（以下「役職員」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 本法人に登録している者とは定款第6条に規定する正会員、普通会員、賛助会員をいう。
- (2) 役員とは定款第13条に規定する理事および監事をいう。
- (3) 職員とは定款第20条に規定する事務局長および職員をいう。
- (4) 専門部長および部員とは理事会により指名された者をいう。

(組織の使命および社会的責任)

第3条 役職員は、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 会員及び役職員は、関係法令及び本法人の定款、関係規定等を厳格に遵守し、社会的規範に反すことのないように適正に行動しなければならない。

(遵守事項)

第6条 会員及び役職員は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスマント、差別、賭博、ドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 会員及び役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 会員及び役職員は、日常の行動について規律を重んじ、職務や個人的地位を利用して自己の便宜を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員は、補助金・助成金等の経理処理に関し、NPO法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 会員及び役職員は、その他、別に定める「懲戒規定」にある違反行為をしてはならない。

(違反による処分等)

第7条 理事長は、会員及び役職員に第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、本法人「懲戒規定」に基づき、相当の処分をするものとする。

(業務改善の求め)

第8条 理事長は、加盟登録団体及びその他の団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示し、その他本法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 役職員は、事業活動に関する公正性、透明性を図るために、活動状況・運営内容・財務資料等を整理し、必要に応じていつでも開示できるようにし、補助金等交付団体や寄付者をはじめとした社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 役職員は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分な配慮をしなければならない。

〈研鑽〉

第12条 会員及び役職員は、事業活動の成果向上のために、絶えず自己研鑽に務めなければならない。

附則

1 本規則は、令和2年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本 懲戒規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人ローンボウルズ日本（以下「本法人」という。）の定款に定める、子どもから高齢者まで幅広い年齢層並びに障がいのある人たちにも対して健康増進とコミュニケーションを図る生涯スポーツとしてのローンボウルズの普及振興事業を行い、もって健全な地域社会作り貢献する、という重要な役割に鑑み、本法人の事業執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びローンボウルズ競技における不適切な行為の絶滅を図り、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用範囲は、本法人「倫理規定」第2条に規定する会員及び役職員とする。

(違反行為)

第3条 会員及び役職員は次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- 1) 正当な理由なく、本法人の指示命令に従わないこと（指示命令違反）
- 2) 本法人の名誉または信用を著しく毀損する行為（名誉棄損行為）
- 3) 身体的暴力、暴言、いじめ、モラルハラスメント、パワーハラスメント、不当な差別等の行為（暴力・暴言・差別行為）
- 4) 指導に必要な範囲を明らかに越えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為（セクハラ行為）
- 5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規定に反するドーピング違反行為または法令で禁止されている薬物の使用や所持（ドーピング違反）
- 6) 反社会的勢力との交際（反社会的行為）
- 7) 競技において金銭を直接的に賭ける行為（賭博行為）
- 8) 代表選手の選考等において意図的に不公正な選考をすることに関与すること（不公正選考）
- 9) 競技において意図的に不適切なプレーをしたり判定をすることで不公正を実行する行為（八百長行為）
- 10) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本法人の財産の横領、不適正な支出等の不正経理に関与すること（不適切経理）
- 11) 職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求しましたは約束すること（不正利益供与）
- 12) 関係法令や本法人の定める諸規定に著しく違反すること（法令・規定違反行為）

(違反行為の申告)

第4条 会員及び役職員は、違反行為を発見したときにはこれを理事長に直接申告するものとする。

- 2) 理事長が違反行為の当事者である場合は、副理事長が理事長に代行するものとする。
- 3) 違反行為の申告は書面（様式自由）によるものとし、これを直接手渡しまたは郵送またはFAXによる送付または電子メールによる送付のいずれの方法でも可とするものとする。

(違反行為の確認・調査)

第5条 理事長（または副理事長）は、違反行為の申告があったときには調査委員を指名してその事実確認・調査を実施させるものとする。

2 理事長は、申告された違反行為の内容によっては、本法人の加盟登録団体に調査・処分を委ねることができる。

(守秘義務および不利益取り扱いの禁止)

第6条 違反行為の申告を受けた理事長（または副理事長）および理事長（または副理事長）から調査委員に指名された者は、申告者を特定できる情報や申告内容に関する情報を部外者に漏洩してはならない。

2 違反行為の申告を受けた理事長（または副理事長）および理事長（または副理事長）から調査委員に指名された者は、申告者に対して当人の不利益になるような取り扱いをしてはならない。

(懲戒委員会の設置)

第7条 理事長は、事実確認・調査が終了した時点で本法人による処分が必要であると認める場合には懲戒委員会を設置する。

2 懲戒委員会の委員は、中立的な立場を有する本法人の正会員ならびに役員または学識経験者で構成し、5名以上とする。

3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果報告を受け、審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。

4 処分の対象になった者に対しては弁明の機会を与えなければならない。

(違反行為に対する処分の種類)

第8条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により処分を受ける。

役職員が会員である場合には、役職員としての処分と会員としての処分を併せて実施することができる。

2 処分の基準は下表のとおりとする。

処分の基準	解任・除名	警告	謹責	戒告
指示命令違反	○	○	○	○
名誉棄損行為	○	○		
暴力・暴言・差別行為	○	○	○	○
セクハラ行為	○	○	○	○
ドーピング違反	○	○		
反社会的行為	○	○		
賭博行為	○	○	○	○
不公正選考	○	○		
八百長行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
不正利益供与	○	○	○	
法令・規定違反行為	○	○	○	○

1) 役職員に対する処分の種類

- (1) 戒告：口頭による注意
- (2) 講責：文書による注意
- (3) 警告：期間を定めての役員業務停止
- (4) 解任：定款第18条に基づき解任する

2) 会員に対する処分の種類

- (1) 戒告：口頭による注意
- (2) 講責：文書による注意
- (3) 警告：期間を定めての会員資格停止
- (4) 除名：定款第11条に基づき除名する

- 3 具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じて処分を決定する。過去において処分実績のある場合には、再処分であることを踏まえて処分内容を加重する。
- 4 処分の実施に併せて、本法人の実施する審判員資格等の喪失等の処分を行うことも妨げない。

(違反による処分等)

第9条 理事長は、本規定に基づき懲戒委員会の答申を受けて懲戒処分を行うものとする。
ただし、会員の除名および役員の解任については定款の定めにより総会の議決という手続きを経なければならない。

- 2 理事長は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立て手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知するものとする。

(不服申し立て)

第10条 本法人の処分に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

- 2 選手選考結果の不服についても、当事者が希望すれば一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

附則

- 1 本規定は、令和2年4月1日から施行する。